

# 8

## 相続 & 遺言

岩本康博  
ラーネット総合法律事務所

# 相続関係図を書いてみれば 複雑なケースも理解できる

ある人が亡くなったとき、相続の問題が生じます。相続の問題については、抽象的に話をしていっても全く頭に入ってこないでしょうから(少なくとも私はそうです)、以下、具体的質問形式をもって話をしていきたいと思えます。皆さんも考えながら読み進めていただくと、より理解が深まるかと思えます。

今回は皆さんにとって比較的馴染みやすく、また人生において一度は経験するであろう相続・遺言に関する法律についてお話ししたいと思います。

### 相続

#### 質問①

#### 夫死亡、私と3人の子

「最近、夫の玉男が亡くなりまし

た。私は妻の玉子といひます。夫との間には、長男の太郎、次男の次郎、三男の三郎の3人の子がいます。夫の遺産について、私たちの相続関係はどのようなになるでしょうか」

#### 相続関係図

我々弁護士が相続の法律相談を受ける際には、必ずといっていいほど、相続関係図を書きながらお話をうかがいます。相続関係図については、皆さん一度は目にされ

たことがあるかもしれません。質問①の相続関係図については、左ページの通りとなります。**相続の順位は妻、子で次に直系尊属、兄弟姉妹**

#### 相続人の範囲

それでは、質問①の場合、誰が相続人になるのでしょうか。相続人の範囲について考えたいと思います。

民法(明治29年4月27日法律第89号。以下単に「民法」といいます)

す)には以下の条文があります。  
第887条 被相続人の子は、相続人となる。

2 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したときは、その者がこれを代襲して相続人となる。:  
3 :

第889条 次に掲げる者は、第887条の規定により相続人となるべき者がない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。  
① 被相続人の直系尊属。:  
② 被相続人の兄弟姉妹

2 :  
第890条 被相続人の配偶者は、

常に相続人となる。この場合において、第887条又は前条の規定により相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。

①に当てはめ、誰が相続人になるか考えてみましょう。

まず、亡くなった玉男のことを法律上「被相続人」といいます。

そして、第887条1項には「被相続人の子は、相続人となる。」と規定されているので、「被相続人」玉男の「子」である太郎、次郎、三郎の3人は玉男の「相続人」となります。

また、第890条には「被相続人の配偶者は、常に相続人となる。」とありますので、「被相続人」玉男の「配偶者」である妻玉子も相続人になります。

以上より、質問①の相続人は、妻の玉子、子である太郎、次郎及び三郎の3人ということになります。

### 妻が2分の1を相続子は6分の1ずつに相続分

次に各相続人の相続分はいくらになるかを考えてみましょう。

民法には以下の条文があります。第900条 同順位の相続人が数

人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

① 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各2分の1とする。

② 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、3分の2とし、直系尊属の相続分は、3分の1とする。

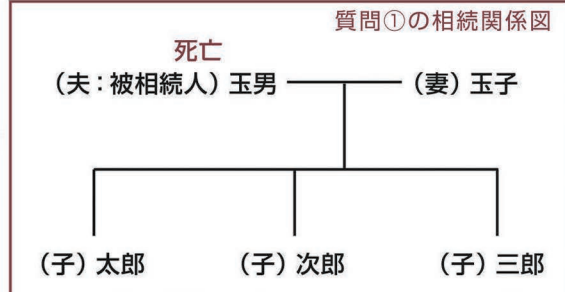
③ 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、4分の3とし、兄弟姉妹の相続分は、4分の1とする。

④ 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、：

「3人の子と妻が相続人であるときだから、民法900条1号が適用され、子の相続分は2分の1で配偶者の相続分も2分の1で、でも子は3人いるので2分の1に3を掛けて2分の3になって、これに配偶者の2分の1を足すと2分の4=2になり、あれ、でも2つて何：？」というの間違いです。

民法900条1号の適用は間違っていないのですが、「子及び配偶者の相続分は、各2分の1とす

質問①の相続関係図



る。」というのは、「子」(1人であればそのままたまなのですが)全員併せた相続分の合計が「2分の1」になると読みます。

質問①でいうと、太郎、次郎、三郎の3人併せた合計の相続分が2分の1となるのです。

そして、太郎、次郎、三郎それぞれの相続分については、皆さんご存知のとおり、2分の1を3等分して、それぞれ6分の1ということになります。これは、先ほどの民法900条4号「子が：数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。」が適用されることによる結果です。

### 質問①の回答

- (妻) 玉子 2分の1
- (長男) 太郎 6分の1
- (次男) 次郎 6分の1
- (三男) 三郎 6分の1

どうでしたか勘で正解を出せた方も多いでしょうが、実際には以

上の民法の条文操作を経て、相続人の範囲が決まり、次いで相続分が決まるのです。

では、質問①の相続関係図に少し関係者を増やしてみましょう。

### 質問②

### 夫の両親、兄弟も健在

「質問①と夫婦、子供の家族構成は同じなのですが、夫の玉男には、玉次、玉三という2人の弟がいます。また、玉男の父営太郎、母風子も健在です。夫の遺産について、私たちの相続関係はどのようになるのでしょうか」

### 子がいるケースでは両親、兄弟は関係ない

### 質問②の回答

- (妻) 玉子 2分の1
- (長男) 太郎 6分の1
- (次男) 次郎 6分の1
- (三男) 三郎 6分の1

答えは、当然質問①と全く同じです。

なぜ「当然」同じになるのかについては、先ほどの民法887条1項と民法890条により、質問②の相続人は被相続人の子と妻になり、父母や兄弟は相続人にはなれないからということになります。

では、次のような場合はどうでしょう。

**質問③**

**夫婦に子はなく、夫に兄弟**

「最近、夫の玉男が亡くなりました。私は妻の玉子といっています。私たち夫婦には子供はおりません。夫には玉次、玉三という2人の弟がいます。夫の両親の菅太郎、風子は既に亡くなっています。夫の遺産について、私たちの相続関係はどのようになるのでしょうか」

**相続関係図**

質問③の相続関係図は下のようになります。

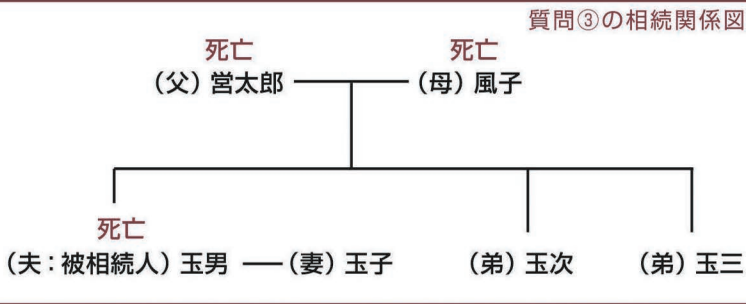
**相続人の範囲**

では条文を当てはめ、相続人の範囲を確定してみましょう。

先ほどの民法890条により、「配偶者」である妻玉子は「常に相続人」となります。

次に、玉男、玉子の間には子がいませんから、先ほどの民法887条1項は適用されません。もし、玉男に孫がいたら、民法887条2項が適用され玉男の孫が相続人になった(これを「代襲相続」といいます)のですが、質問③では玉男に子はなく、当然孫もいません。

質問③の相続関係図



**「直系尊属」は自分より前の世代の父母祖父母**

そこで、民法889条が適用されることとなります。同条1項は、被相続人の子や孫がいない場合に、まずは被相続人の直系尊属を相続人とし、直系尊属がいないときにはその兄弟姉妹を相続人とすることを規定しています。

ここで、「直系尊属」という耳慣れない言葉が出てきましたが、「尊属」とは血族のうち、父母、祖母など自分より前の世代に属する者のことをいい、「直系」とは、ある

1人の祖先から子孫へと直通する親系のことを行います。また、「血族」というのは、同じ祖先を持つ血縁関係にある者(これを自然血族といいます)及び法律上これと同視される

者(これを法定血族といいます。養子が典型例です)のことです。

直系の概念が少し分かりにくいかもしれませんが、反対概念と対比して具体例を挙げてお話しすると分かりやすいかと思えます。直系の反対概念は「傍系」です。「傍系」というのは、自己と同一の始祖を持つ直系から分かれた系統のことをいいます。具体的には、父母、祖父母、子、孫等が「直系」、兄弟姉妹、甥・姪、おじ、おば等が「傍系」ということとなります。

**直系尊属いなくて兄弟姉妹に権利が**

話を民法889条1項の適用の場面に戻しますと、質問③では、玉男の「直系尊属」である菅太郎、風子いずれも既に亡くなっており、同項1号は適用されず、同項2号が適用され、相続人は玉男の「兄弟姉妹」にあたる弟の玉次、玉三ということになります。

以上より、質問③の相続人は妻の玉子、弟の玉次、玉三の3人ということになります。

**兄弟に8分の1ずつ妻には4分の3権利**

次に相続分を確定してみましょう。

被相続人である玉男からみて、妻玉子は「配偶者」であり、弟の玉次、玉三は「兄弟姉妹」です。

配偶者と兄弟姉妹が相続人の場面ですから、先ほどの民法900条2号が適用され、玉子の相続分は4分の3、玉次と玉三の相続分は併せて4分の1となります。そして、玉次、玉三には、先ほどの質問①と同様、民法900条4号の「…兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等的いものとする。」との規定が適用され、4分の1を2等分して、それぞれ8分の1の相続分を有することとなります。

**質問③の回答**

- (妻) 玉子 4分の3
- (弟) 玉次 8分の1
- (弟) 玉三 8分の1

**質問④**

**さらに父母が健在なら**

**直系尊属がいるとき兄弟姉妹に権利なし**

それでは、質問③を少し変え、玉男の父菅太郎、母風子共に健在の場合、どのようになるでしょうか。これまで本稿を読み進めて下さった皆さんなら、簡単に答えられたと思いますし、そうでなくても、

もう一度これまでの内容を読んでいただければ回答を出せるかと思えます。

今回は回答のみ述べさせていた  
できます。

**質問④の回答**

(妻) 玉子 3分の2

(父) 菅太郎 6分の1

(母) 風子 6分の1

玉男の直系尊属の菅太郎、風子  
がいますので、兄弟姉妹にあたる  
玉次、玉三は相続人になりません  
(民法900条)。

では、最後にこれまでの内容の  
総復習となるような質問です。今  
度は、ご自分で相続関係図を書い  
て考えてみて下さい。

**質問⑤**

**複雑なケースの場合**

「最近、母風子が亡くなりました。  
父の菅太郎は20年以上も前に亡く  
なっています。父と母との間には、  
長男の玉男、次男の玉次、三男の  
玉三という3人の子がいました。  
私は次男の玉次です。長男玉男は  
数年前に結婚し、その妻玉子との  
間に太郎、次郎、三郎という3人  
の子を儲けましたが、一昨年前、

亡くなってしまいました。母の遺  
産について、どのような相続関係  
になるのでしょうか」

**相続関係図**

質問⑤の相続関係図は下のよう  
になります。

**子の妻には権利なく  
孫たちに遺産の分与**

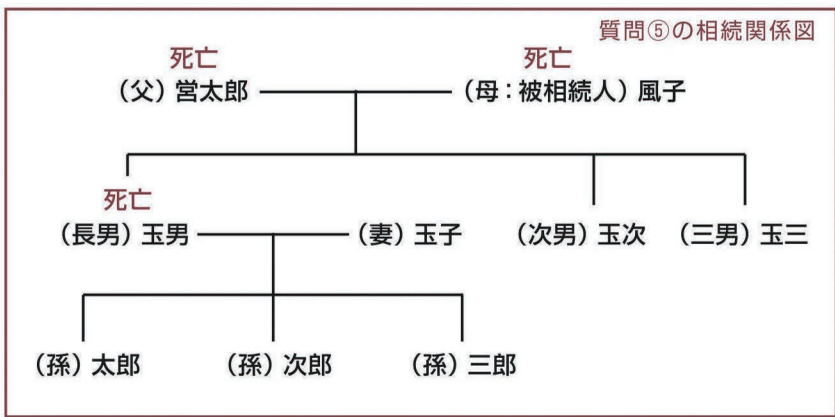
**相続人の範囲**

やはり、まずは相続人の範囲を  
確定してみましょう。

玉次、玉三は風子の子であり、  
民法887条1項により、風子の  
相続人となります。

玉男については、風子の子では  
ありませんが、風子が死亡した当時  
既に亡くなっており、相続人にな  
ることはできません。しかし、玉  
男には、太郎、次郎、三郎という  
子がいます。これら風子の孫にあ  
たる3人子たちが民法887条2  
項に基づき玉男に代わって代襲相  
続をすることになります(先ほど  
の質問③で少し出てきましたね)。  
ちなみに、玉男の妻である玉子  
は、被相続人である風子とは、い  
わゆる義理の親子ではあるものの、  
法律上の親子ではなく、また、兄  
弟姉妹、祖父母孫の関係等でもな  
いので、相続人にはなりません。

質問⑤の相続関係図



以上より、質問⑤の「相続人の  
範囲」については、子の玉次と玉  
三、孫の太郎、次郎、三郎の5人  
ということになります。

**2兄弟3分の1ずつ  
3孫は9分の1ずつ**

**相続分**

続いて、相続分を確定しましょう。  
本来であれば、玉男、玉次、玉  
三は3分の1ずつの相続分を有す  
ることになります。しかし、玉男  
は既に亡くなっており、この玉男  
の相続分3分の1を、さらに太郎、

次郎、三郎の3人が代襲相続する  
こととなりますから、太郎、次郎、  
三郎の3人は、それぞれ3分の1  
をさらに3等分した9分の1の相  
続分を有することになります。

**質問⑤の回答**

(次男) 玉次 3分の1

(三男) 玉三 3分の1

(孫) 太郎 9分の1

(孫) 次郎 9分の1

(孫) 三郎 9分の1

**遺言**

これまで話したのは、あくまで  
被相続人が遺言をしなかった場合、  
法律上どのような相続分になるの  
かというお話です。被相続人が遺  
言をした場合には、事情が変わっ  
てきます。例えば、先ほどの質問  
③で夫の玉男が存命中、「弟たちに  
は遺産を相続させたくない。妻の  
玉子にだけ相続させたい」との思  
いから、遺言を利用することが考  
えられます。

**質問⑥**

**全財産を妻に残したい**

「私玉男には、妻玉子と弟の玉次、  
玉三がおります。妻との間に子は  
おりません。両親共に既に亡くな

っております。私の全財産をすべて妻に相続させたいのですが、どのようにすればよいのでしょうか」

**相続関係図**

相続関係図は下の通りとなります。

**遺言の方式**

**7つに分類されるが主に「自筆」「公正証書」**

まず、遺言について一般的なことを話したいと思います。

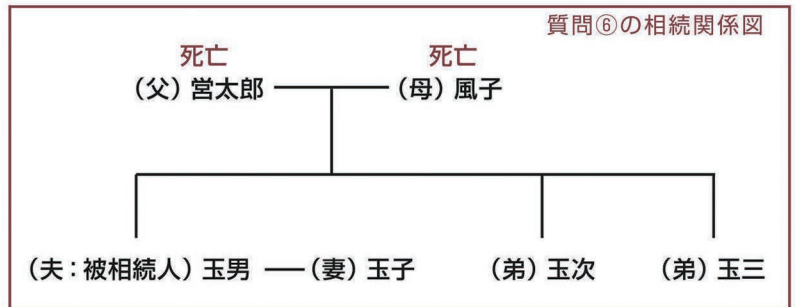
遺言は民法で定められた方式によらなければ行うことができません(これを「方式主義」といいます)。

遺言の方式としては、普通方式のものとして④死亡危急時遺言(民法976条)、⑤難船時遺言(民法977条)、⑥伝染病隔離時遺言(民法977条)、⑦在船時遺言(民法978条)があります。

特別方式のものとしては、緊急時遺言として④死亡危急時遺言(民法976条)、⑤難船時遺言(民法977条)、⑥伝染病隔離時遺言(民法977条)、⑦在船時遺言(民法978条)があります。

特別方式のもの(④~⑦)は例外的な場面でしか利用されず、一般的には普通方式のもの(①~③)が利用されます。

質問⑥の相続関係図



普通方式の遺言のうち、①自筆証書遺言とは、遺言者がその全文、日付及び氏名を自署し、これに押印した遺言のことです。

②公正証書遺言とは、証書遺言者が公証人役場に行くか、あるいは公証人に出張してもらい、公証人に作成してもらった遺言のことです。

③秘密証書遺言とは、証書(自筆証書遺言と異なり自筆の有無を問いません)に署名、押印したものを、公証人に遺言書として公証してもらった遺言のことです。

**「自筆」は簡単だが危険  
やはり安心な公正証書**

よく利用されるのは①自筆証書遺言と②公正証書遺言であり、③秘密証書遺言はほとんど利用されていません。

公正証書遺言の作成にあたって

は、公証人という専門家の関与、助言があり、その方式の不備についてそれほど神経質になる必要はないかもしれませんが、自筆証書遺言の作成にあたっては注意が必要です。というのも、遺言の方式に不備がある遺言は原則として無効となってしまうからです。

自筆証書遺言と公正証書遺言の違いですが、自筆証書遺言は公証人の関与や証人の立会いなどを要せず、自筆さえできれば作成できますので、簡便で費用もかかりません。しかし、遺言書を管理する者が決められていないため、偽造・変造や破棄・隠匿されたり、内容が不明確である、自筆であるかどうか不明であるとして後に紛争になることがあります。

他方、公正証書遺言は遺言書の原本が公証人役場で保管されるため、偽造・変造や破棄・隠匿されたりするおそれはありませんし、公証人という専門家が作成に関与するため自筆証書遺言と比べて紛争になる可能性が相対的に低いです。したがって、手間や費用がかかってしまします。

**兄弟には権利ないから  
妻が全財産を引き継ぐ**

**質問⑥の回答**

質問⑥の場合、玉男は遺言をすることにより、その遺産すべてを妻の玉子に相続させることが考えられます。

**質問⑦**

**父母がまだ健在ですが**

それでは、先ほどの設問④の場合、設問⑥と同じ方法、すなわち妻の玉子に全財産を相続させるといふ内容の遺言をすることにより、夫の玉男はその目的を達成することができるといえるでしょうか。

この場合も設問⑥と同じように、夫の玉男はその遺産のすべてを妻の玉子に相続させることが可能と思われる方も少なくないでしょう。しかし、これは誤りです。すなわち、夫の玉男の意図に反して、父菅太郎、母風子に遺産の一部が相続されることとなります。

なぜ、このような違いが生じるのかというと、父や母には「遺留分」があるからです。

**遺留分とは何か**

**生活保障などのために  
一定の相続人には保障**

民法には遺留分について定めた以下の条文があります。

第1028条 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合に相当する額を受ける。

① 直系尊属のみが相続人である場合被相続人の財産の3分の1

② 前号に掲げる場合以外の場合被相続人の財産の2分の1

このような遺留分という制度が設けられた理由については、被相続人自身の財産に対する自由な処分をする権利を保障すると同時に、被相続人の近親者である相続人の生活保障や遺産形成への協力など、遺産に対する一定の期待を保護することにありたいといわれています。

ところで、この1028条は、遺留分権利者全員に遺されるべき相続財産全体に対する割合(これを「総体的遺留分」といいます)を定めたものです。すなわち、1028条により、相続人が配偶者のみ、配偶者と子、配偶者と直系尊属、子のみ等の場合には「被相続人の財産の2分の1」(1号)が、相続人が直系尊属のみの場合には「被相続人の財産の3分の1」(2号)が総体的遺留分ということになります。そして、この総体的遺留分

に各自の法定相続分を掛けたものが各自の「個別的遺留分」ということとなります。

## 父母には12分の1が遺留分としての権利

### 個別的遺留分

設問⑥では、被相続人玉男の「兄弟姉妹」にあたる玉次、玉三には遺留分がありません。しかし、設問⑦では、被相続人の父母にあたる菅太郎、風子には「被相続人の財産の2分の1」について、総体的遺留分を有していることとなります。そして、この総体的遺留分2分の1に、菅太郎、風子の各々の相続分(これは設問④で6分の1でした)を掛けたもの、すなわち12分の1が菅太郎、風子の個別的遺留分ということになります。

質問⑦の場合、菅太郎、風子には、それぞれ12分の1の個別的遺留分があることとなります。

### 質問⑦の回答

したがって、玉男が亡くなり相続が開始した後に、菅太郎や風子が遺留分権が侵害されているとしてその保全の請求(これを「遺留分減殺請求権」といいます。民法1031条を行使した場合、その限りで遺言の内容は実現されなくな

つてしまいます。

## 父母が遺留分の放棄でその時は妻が全て相続

そうであるとはいえ、自分の全財産を妻玉子に相続させるという玉男の希望は絶対に叶えられないのかというと、そうではありません。例えば、菅太郎や風子が遺留分減殺請求権を行使しなかった場合(ちなみに、遺留分減殺請求権は1年で短期消滅時効にかかります。民法1042条)は、玉男の希望は達成されます。

また、遺留分は相続開始前でも家庭裁判所の許可を受けることにより放棄できますので(民法1041条1項)、菅太郎と風子に家庭裁判所で遺留分の放棄手続きをとってもらうことにより、やはり玉男の希望を達成することができます。

### 質問⑧

## 次男だけに残したいが

それでは、先ほどの質問⑤の場合に、被相続人である母風子が次男の玉次に全財産を相続させる内容の遺言をしたときは、どのようなものでしょうか。

まず、相続人は子の玉次、玉三と孫の太郎、次郎及び三郎の場面

であり、民法1028条2号が適用されます。よって、総体的遺留分は2分の1ということになります。そして、玉三の法定相続分は3分の1、太郎、次郎、三郎の法定相続分はそれぞれ9分の1ですから、個別的遺留分については、以下のとおりとなります。

質問⑧の玉三、太郎、次郎、三郎の個別的遺留分

(子) 玉三 6分の1

(2分の1×3分の1)

(孫) 太郎 18分の1

(2分の1×9分の1)

(孫) 次郎 18分の1

(2分の1×9分の1)

(孫) 三郎 18分の1

(2分の1×9分の1)

以上より、母風子の遺言により玉次がその遺産を全部相続しそうになりますが、玉三、太郎、次郎、三郎が遺留分減殺請求権を行使した場合には、その限りで玉次は相続をすることはできません。

## 終わりに

今回は、相続、特に相続人の範囲と相続分の確定のことと遺言の一般的なことについて話させていただきました。少しでもお役に立てれば幸いです。